

正誤表

書 名：2022 年版 電気設備技術基準とその解釈

コード：978-4-485-70635-0

版 刷：第 1 版第 1 刷

発行日：2021 年 12 月 22 日

正誤表作成日：2022 年 2 月 8 日／更新日：2022 年 3 月 8 日

正誤表			
ページ		誤	正
517	第 3 条第 3 項	<p>第3条 [略] 2 [略] (第 3 項が抜けていました)</p>	<p>第3条 [略] 2 [略] 3 前項第一号から第三号までに掲げる一の需要場所（以下この条において「原需要場所」という。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、電気工作物の設置及び運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置に伴い必要な設備であって、次の各号に掲げる要件を満たす設備（当該設備を使用するために必要な電灯その他の付随設備を含む。）が設置されている場所を含む必要最小限の場所（以下この項において「特例需要場所」という。）については、当該設備の設置に際し、当該設備に係る電気の利用者又は小売電気事業者から一般送配電事業者に対して申出があったときは、前項の規定にかかわらず、一の需要場所とみなす。</p> <p>一 公道に面している等、特例需要場所への一般送配電事業者の検針並びに保守及び保安等の業務のための立入り（当該設備の全部又は一部が壁面等に設置されている場合においては当該設備付近への一般送配電事業者の立入り）が容易に可能であり、かつ、特例需要場所以外の原需要場所への一般送配電事業者の立入りに支障が生じないこと。</p> <p>二 原需要場所における他の電気工作物と電氣的接続を分離すること等により保安上の支障がないことが確保されていること。</p> <p>三 特例需要場所における配線工事その他の工事に関する費用は、当該特例需要場所の電気の利用者又は小売電気事業者が負担するものであること。</p> <p>四 特例需要場所を一の需要場所とみなすことが社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、当該特例需要場所を供給区域内を含む一般送配電事業者の供給区域内の電気の利用者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。</p>

正誤表							
ページ		誤	正				
538	5行目	第33条の15第1項 第一号 及び第八号	第33条の15第1項第八号				
	9行目	第33条の15第1項第一号、第44条の7第三号及び第44条の13第1項第一号 (赤字部分を追加)	第33条の15第1項第一号 ロ 、第44条の7第三号及び第44条の13第1項第一号 ロ				
539	第33条の15 (法改正に伴う修正)	第33条の15 (第一号を赤字部分に差替え)	第33条の15 一 次の表の左欄に掲げる業務の用に供する室は、それぞれ同表の右欄に掲げる業務の用に供する室と区別するものであること。 <table border="1" data-bbox="629 503 930 1051"> <tr> <td data-bbox="629 503 781 700"> イ 当該一般送配電事業者（認可一般送配電事業者）に該当するものを除く。この項の右欄において同じ。）の業務 </td> <td data-bbox="781 503 930 700"> 当該一般送配電事業者の特定関係事業者の業務（当該一般送配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="629 700 781 1051"> ロ 当該一般送配電事業者（認可一般送配電事業者）に該当するものに限る。この項の右欄において同じ。）の託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業者の業務（非公開情報を取り扱わない業務を除く。） </td> <td data-bbox="781 700 930 1051"> 当該一般送配電事業者の特定関係事業者の業務（当該一般送配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）又はその小売電気事業に係る業務（託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業者の業務を行う部門が実施する業務を除く。） </td> </tr> </table>	イ 当該一般送配電事業者（認可一般送配電事業者）に該当するものを除く。この項の右欄において同じ。）の業務	当該一般送配電事業者の特定関係事業者の業務（当該一般送配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）	ロ 当該一般送配電事業者（認可一般送配電事業者）に該当するものに限る。この項の右欄において同じ。）の託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業者の業務（非公開情報を取り扱わない業務を除く。）	当該一般送配電事業者の特定関係事業者の業務（当該一般送配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）又はその小売電気事業に係る業務（託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業者の業務を行う部門が実施する業務を除く。）
		イ 当該一般送配電事業者（認可一般送配電事業者）に該当するものを除く。この項の右欄において同じ。）の業務	当該一般送配電事業者の特定関係事業者の業務（当該一般送配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）				
ロ 当該一般送配電事業者（認可一般送配電事業者）に該当するものに限る。この項の右欄において同じ。）の託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業者の業務（非公開情報を取り扱わない業務を除く。）	当該一般送配電事業者の特定関係事業者の業務（当該一般送配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）又はその小売電気事業に係る業務（託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業者の業務を行う部門が実施する業務を除く。）						
二 託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門（以下この条において「託送供給等部門」という。）に非公開情報の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件（当該システムをその特定関係事業者 (赤字部分を追加) と共用しない場合は、イ及びロに掲げる要件を除く。）を満たすことが確保されたものを構築するものであること。	二 託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門（以下この条において「託送供給等部門」という。）に非公開情報の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件（当該システムをその特定関係事業者 (認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業又は発電事業に係る業務を営む部門を含む。第十二号において同じ。) と共用しない場合は、イ及びロに掲げる要件を除く。）を満たすことが確保されたものを構築するものであること。						

正誤表

ページ		誤	正				
548	第 44 条 の 7	<p>三 送電事業者（認可送電事業者にあつては当該認可送電事業者の振替供給の業務を行う部門、第 44 条の 13 第 1 項 第一号 及び第八号において同じ。）</p> <p style="text-align: center;">(赤字部分を削除)</p>	<p>三 送電事業者（認可送電事業者にあつては当該認可送電事業者の振替供給の業務を行う部門、第 44 条の 13 第 1 項第八号において同じ。）</p>				
549	第 44 条 の 13 (法改正に伴う修正)	<p>第 44 条の 13 (第一号を赤字部分に差替え)</p> <p>二 振替供給の業務を行う部門（以下この条において「振替供給部門」という。）に非公開情報の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件（当該システムをその特定関係事業者（赤字部分を追加）と共用しない場合は、イ及びロに掲げる要件を除く。）を満たすことが確保されたものを構築するものであること。</p>	<p>第 44 条の 13</p> <p>一 次の表の左欄に掲げる業務の用に供する室は、それぞれ同表の右欄に掲げる業務の用に供する室と区分するものであること。</p> <table border="1" data-bbox="629 423 933 889"> <tr> <td data-bbox="629 423 781 598">イ 当該送電事業者（認可送電事業者に該当するものを除く、この項の左欄において同じ。）の業務</td> <td data-bbox="781 423 933 598">当該送電事業者の特定関係事業者の業務（当該送電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="629 598 781 889">ロ 当該送電事業者（認可送電事業者に該当するものに限る、この項の左欄において同じ。）の振替供給の業務その他その送電事業者の業務（非公開情報を取り扱わない業務を除く。）</td> <td data-bbox="781 598 933 889">当該送電事業者の特定関係事業者の業務（当該送電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）又はその小売電気事業に係る業務（振替供給の業務その他その送電事業者の業務を行う部門が実施する業務を除く。）</td> </tr> </table> <p>二 振替供給の業務を行う部門（以下この条において「振替供給部門」という。）に非公開情報の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件（当該システムをその特定関係事業者（認可送電事業者にあつては当該認可送電事業者の小売電気事業又は発電事業に係る業務を営む部門を含む、第十二号において同じ。）と共用しない場合は、イ及びロに掲げる要件を除く。）を満たすことが確保されたものを構築するものであること。</p>	イ 当該送電事業者（認可送電事業者に該当するものを除く、この項の左欄において同じ。）の業務	当該送電事業者の特定関係事業者の業務（当該送電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）	ロ 当該送電事業者（認可送電事業者に該当するものに限る、この項の左欄において同じ。）の振替供給の業務その他その送電事業者の業務（非公開情報を取り扱わない業務を除く。）	当該送電事業者の特定関係事業者の業務（当該送電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）又はその小売電気事業に係る業務（振替供給の業務その他その送電事業者の業務を行う部門が実施する業務を除く。）
イ 当該送電事業者（認可送電事業者に該当するものを除く、この項の左欄において同じ。）の業務	当該送電事業者の特定関係事業者の業務（当該送電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）						
ロ 当該送電事業者（認可送電事業者に該当するものに限る、この項の左欄において同じ。）の振替供給の業務その他その送電事業者の業務（非公開情報を取り扱わない業務を除く。）	当該送電事業者の特定関係事業者の業務（当該送電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）又はその小売電気事業に係る業務（振替供給の業務その他その送電事業者の業務を行う部門が実施する業務を除く。）						